

SDGs 未来都市鶴岡 デジタル化推進有識者会議 設置要綱

(設置)

第1条 民間・行政のあらゆる分野で急速にデジタル化が進展するなか、誰一人取り残さず、市民の利便性や行政サービスの向上、事務の効率化等を図るため、デジタル化に見識の深い方々から広く意見や助言を得る、SDGs 未来都市鶴岡 デジタル化推進有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) デジタル化戦略の推進に関する事項
- (2) その他、デジタル化の推進に必要な事項

(組織)

第3条 会議の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、会議において公開すべきでないと認めたときは、非公開とすることができる。

(座長)

第5条 会議に、委員の互選による座長を置く。

- 2 座長は、会議を招集し、会議を主宰する。

(運営)

第6条 会議の運営に必要な事務は、鶴岡市企画部デジタル化戦略推進室及び情報企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、鶴岡市企画部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月25日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱する第3条第1項の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月30日から施行する。